

# 解体工事に係る入札参加資格の取扱い

## 1 概要

建設業法の改正により、平成 28 年 6 月 1 日から、原則、解体工事を施工する場合は、「解体工事業」の許可が必要となりました。

## 2 経過措置の終了

当市では、経過措置として「とび・土工工事業」の建設業許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き 3 年間は「解体工事業」の建設業許可を受けずに解体工事を施工することが可能でしたが、平成 31 年 5 月 31 日で経過措置期間が終了します。

## 3 解体工事の参加資格

平成 31 年 6 月 1 日以降に解体工事の入札参加を希望する場合は、次の対応が必要です。

- (1) 「解体工事」の入札参加資格登録が必要です。
- (2) 入札参加資格登録をするためには、「解体工事業」の建設業許可及び「解体工事」の経営事項審査結果通知が必要です。
- (3) 結果通知書が来ましたら、業種の追加ができますので、随時申請をしてください。

### 【解体工事の入札参加申請に必要な許可・経営事項審査の業種】

建設工事の許可業種等	解体工事の入札参加	
	平成 31 年 5 月 31 日まで	平成 31 年 6 月 1 日から
とび・土工工事業	可	不可
解体工事業	可	可

※ 「解体工事」の建設業許可が無く、平成 28 年 6 月 1 日時点の「とび・土工工事業」の許可に建設業許可に基づき、「解体工事」を行っている場合は、経過措置期間の終了後、入札参加対象者にはなりません。